

## 第5章 認定後の組織再編について

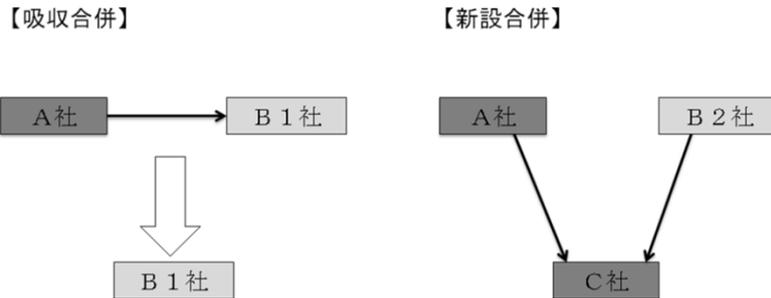
### 第1節 合併があった場合の取扱い

#### 【合併の種類】

合併には、吸収合併（当事会社の一部が消滅し、消滅会社の権利義務の全部が清算手続を経ることなく存続会社に移転するもの）と新設合併（当事会社の全部が消滅し、消滅会社の権利義務の全部が清算手続を経ることなく新設会社に移転するもの）があります。

吸収合併においては、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者が消滅会社（A社）となる場合と存続会社（B1社）となる場合があります。

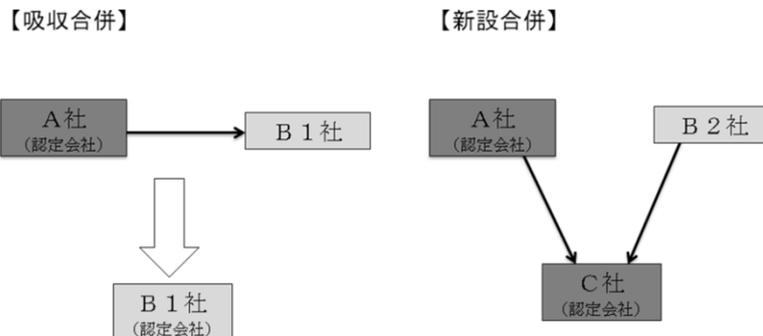
新設合併においては、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者は必ず消滅会社となります。



#### 【合併があった場合における認定の効力の消滅と認定の承継】

合併により特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者が消滅した場合には、その認定は、原則として、当然にその効力を失います（施行規則第10条第1項本文準用、第2項本文準用）。

ただし、この場合において吸収合併存続会社（又は新設合併設立会社）が、合併効力発生日（又は新設合併設立会社の成立の日）において一定の要件に該当することについて都道府県知事の確認を受けたときは、当該吸収合併存続会社（又は新設合併設立会社）は、当該合併効力発生日（又は新設合併設立会社の成立の日）に、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされます（施行規則第10条第1項ただし書き準用、第2項ただし書き準用）。これは、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者が合併により消滅した場合にいかなるときも認定の効力が消滅することとすると、合理的な企業行動を阻害するおそれがあるためです。



以下の認定を承継するための要件、手続及び効果に関する解説においては、上図のとおり、合併前の特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者をA社、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継する会社をB1社（吸収合併）若しくはC社（新設合併）といいます。

## 第5章 認定後の組織再編について

### 第1節 合併があった場合の取扱い

#### 合併があった場合に認定を承継するための要件

認定の地位を承継するに当たっては、以下の項目を報告する必要があります。報告書は、様式第13を使用してください。

##### 第10条第5項・7項（第10条第1項準用）

一 当該特例贈与認定中小企業者の特例経営承継受贈者が当該吸収合併存続会社等の代表者（代表権を制限されている者を除く。）であること。

##### 第10条第6項・8項（第10条第2項準用）

一 当該特例相続認定中小企業者の特例経営承継相続人が当該吸収合併存続会社等の代表者（代表権を制限されている者を除く。）であること。

A社の特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人が、合併効力発生日等において、B1社（吸収合併の場合）又はC社（新設合併の場合）の代表者であることを意味します。

吸収合併の場合には、A社の特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人が、吸収合併の効力発生の際にB1社の代表者に就任する時と、従前からA社とB1社の代表者である時があります。

新設合併の場合には、A社の特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人が、C社の成立と同時にその代表者に就任することが必要です。

ただし、A社の特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人がB1社又はC社の代表者であるものの、定款その他の規定によりその代表権を制限されている場合は、本号に該当しません。

なお、A社が認定を受けた後、その特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人が次のいずれかに該当し、その旨を証する書類を都道府県知事に提出した場合には、当該特例経営承継受贈者又は当該特例経営承継相続人がB1社又はC社の代表者でなく、又は代表権を制限されているときであっても、本号に該当することとされています（施行規則第10条第9項）。

- ・ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたこと。
- ・ 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けたこと。
- ・ 要介護認定（要介護5）を受けたこと。
- ・ 上記に類すると認められること。

##### 第10条第5項・7項（第10条第1項準用）

二 当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該特例贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該特例経営承継受贈者以外の株主であって合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

##### 第10条第6項・8項（第10条第2項準用）

二 当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該特例相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該特例経営承継相続人以外の株主であって合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

## 第5章 認定後の組織再編について

### 第1節 合併があった場合の取扱い

B 1 社又はC社が、合併の対価としてA社の株主又は社員に対してB 1 社又はC社の株式等以外の財産を交付した場合には、B 1 社又はC社は、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

ただし、合併比率を調整するために交付する金銭（合併交付金）や特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人以外の株主であって合併に反対するものから株式買取請求を受けて交付する金銭は、本号にいう「株式等以外の財産」から除外されます。

#### 第10条第5項・7項（第10条第1項準用）

三 当該特例贈与認定中小企業者の特例経営承継受贈者が、当該特例経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該特例経営承継受贈者が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

#### 第10条第6項・8項（第10条第2項準用）

三 当該特例相続認定中小企業者の特例経営承継相続人が、当該特例経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該特例経営承継相続人が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

A社の特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人が、その同族関係者と合わせてB 1 社又はC社の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有し、かつ、当該特例経営承継受贈者又は当該特例経営承継相続人が有するB 1 社又はC社の株式等に係る議決権の数が同族関係者（既に特例措置の適用を受けている後継者を除きます。）の中で最も多い、という意味です。

#### 第10条第5項・7項（第10条第1項準用）

四 当該吸収合併存続会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。

五 吸収合併の場合にあつては、当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該吸収合併存続会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

#### 第10条第6項・8項（第10条第2項準用）

四 当該吸収合併存続会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。

五 吸収合併の場合にあつては、当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該吸収合併存続会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

B 1 社又はC社が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社のいずれかに該当する場合には、B 1 社又はC社は、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

## 第5章 認定後の組織再編について

### 第1節 合併があった場合の取扱い

第10条第5項・7項（第10条第1項準用）

六 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

第10条第6項・8項（第10条第2項準用）

六 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

B 1 社又はC社に特定特別子会社がある場合、当該特定特別子会社が風俗営業会社に該当するときには、B 1 社又はC社は、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

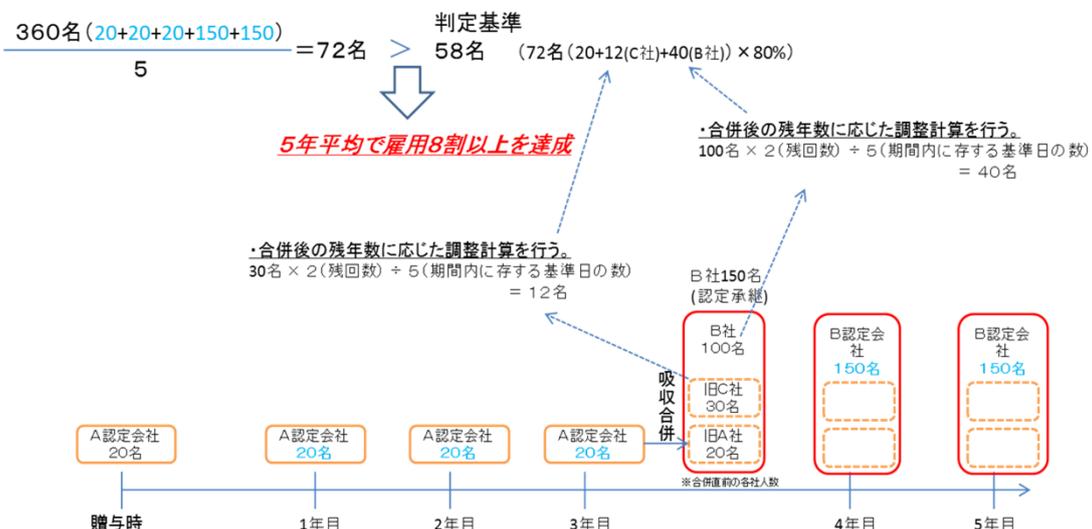
#### 【合併があった場合における認定の承継の効果】

吸収合併存続会社等であるB 1 社又はC社が特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継した場合には、以後、B 1 社又はC社は、施行規則第12条各項の規定によって準用される第1項・第3項・第5項・7項・11項に基づく報告をする必要があります。

また、B 1 社又はC社が施行規則第9条第6項から第9項までの各項のいずれかに該当したときには、認定が取り消されることとなります。

なお、この場合、認定の取消事由のうち常時使用する従業員の数に関する規定（第2項第3号・第3項第3号）については、各特例贈与報告基準日又は各特例相続報告基準日における認定会社（合併前はA社、合併後は認定を引き継いだB 1 社又はC社）の従業員数の合計を当該特例贈与報告基準日又は特例相続報告基準日の数で除した人数が、贈与の時又は相続の開始の時のA社の従業員数と、合併効力発生日等の直前のB 1 社（及び吸収合併の場合におけるA社以外の吸収合併消滅会社）又はB 2 社（及び新設合併の場合におけるA社並びにB 2 社以外の新設合併消滅会社）の従業員数に事業継続期間の残存期間に応じた調整計算を行った後の人数の合計の8割を下回ることと読み替えられます（施行規則第10条第10項・11項・12項・13項）。※下図を参照。

（例）3年目～4年目の間で吸収合併が行われた場合



## 第5章 認定後の組織再編について

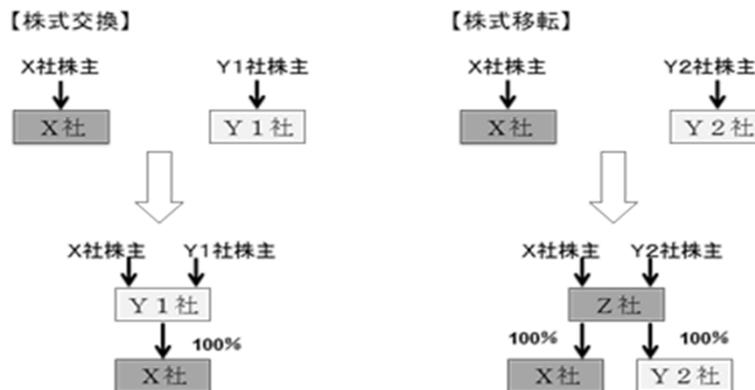
### 第2節 株式交換・株式移転があった場合の取扱い

#### 【株式交換等の類型】

株式交換と株式移転は、既存の株式会社を完全子会社とする完全親会社関係を創設するものです。既存の株式会社又は合同会社が完全親会社となるものが株式交換であり、新設される株式会社が完全親会社となるものが株式移転です。

株式交換においては、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者が完全親会社（Y1社）となる場合と完全子会社（X社）となる場合があります。

株式移転においては、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者は必ず完全子会社となります。



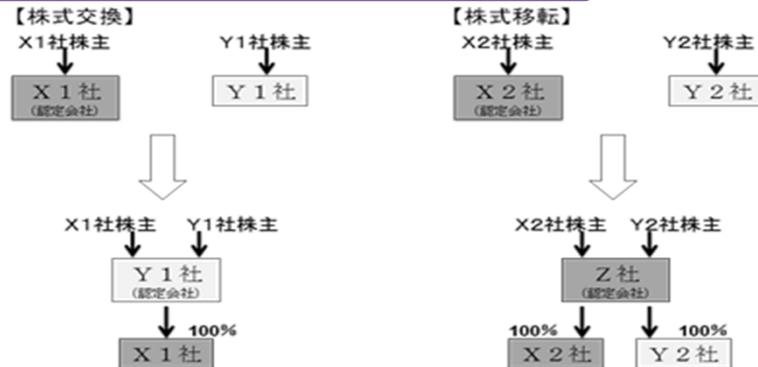
#### 【株式交換等があった場合における認定の承継】

株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」といいます。）により特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者が他の会社（完全親会社）の完全子会社となった場合には、当該特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者の株式等の全部を他の会社（完全親会社）が有することになり、原則として認定が取り消されることとなります（施行規則第9条第2項第4号・第5号準用、第3項第4号・第5号準用）。

ただし、この場合において、株式交換完全親会社（又は株式移転設立完全親会社）が株式交換効力発生日（又は株式移転設立完全親会社の成立の日）において、一定の要件に該当することについて都道府県知事の確認を受けたときは、当該株式交換完全親会社（又は株式移転設立完全親会社）は、株式交換効力発生日（又は株式移転設立完全親会社の成立の日）に、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされます（施行規則第11条第1項、第2項準用）。特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社（完全親会社）の完全子会社となった場合にいかなるときも認定が取り消されることとなると、合理的な企業行動を阻害するおそれがあるため、一定の場合に他の会社（完全親会社）が特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継する旨を規定しています。

## 第5章 認定後の組織再編について

### 第2節 株式交換・株式移転があった場合の取扱い



以下の認定を承継するための要件、手続及び効果に関する解説においては、上図のとおり、承継前の特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者をX1社（株式交換）又はX2社（株式移転）、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継する会社をY1社（株式交換）又はZ社（株式移転）といいます。

#### 【株式交換等があった場合に認定を承継するための要件】

認定の地位を承継するに当たっては、以下の要件を満たす必要があります。報告書は、様式第14を使用してください。

##### 第11条第5項・7項（第11条第1項準用）

一 当該特例贈与認定中小企業者の特例経営承継受贈者が当該株式交換完全親会社等及び当該特例贈与認定中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。）であること。

##### 第11条第6項・8項（第11条第2項準用）

一 当該特例相続認定中小企業者の特例経営承継相続人が当該株式交換完全親会社等及び当該特例相続認定中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。）であること。

X1社（株式交換）又はX2社（株式移転）の特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人が、株式交換効力発生日等において、Y1社及びX1社（株式交換）又はZ社及びX2社（株式移転）の代表者であることを意味します。

株式交換の場合には、X1社の特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人が、株式交換と同時にY1社の代表者に就任すると、従前からY1社の代表者であるときがあります。

株式移転の場合には、X2社の特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人が、Z社の成立と同時にその代表者に就任することが必要です。

また、X1社又はX2社の特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人は、完全子会社となったX1社又はX2社の代表者であることも必要です。

ただし、X1社（株式交換）又はX2社（株式移転）の特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人がY1社及びX1社（株式交換）又はZ社及びX2社（株式移転）の代表者であるものの、定款その他の規定によりその代表権を制限されている場合は、本号に該当しません。

また、Y1社（株式交換）又はZ社（株式移転）が認定を受けた後、その特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人が精神障害者保健福祉手帳（1級）などの交付を受け、その旨を証する書類を都道府県知事に提出した場合において、当該特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人がY1社及びX1社（株式交換）又はZ社及びX2社（株式移転）の代表者でないとき等の取扱いについては、合併の場合と同様です（施行規則第11条第9項）。

## 第5章 認定後の組織再編について

### 第2節 株式交換・株式移転があった場合の取扱い

#### 第11条5項・7項（第11条第1項準用）

二 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該特例贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該特例経営承継受贈者以外の株主であって株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

#### 第11条6項・8項（第11条第2項準用）

二 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該特例相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該特例経営承継相続人以外の株主であって株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

Y 1 社（株式交換）又はZ 社（株式移転）が、株式交換等の対価としてX 1 社（株式交換）又はX 2 社（株式移転）の株主に対してY 1 社又はZ 社の株式等以外の財産を交付した場合には、Y 1 社又はZ 社は、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

ただし、株式交換等の比率を調整するために交付する金銭や特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人以外の株主であって株式交換等に反対するものから株式買取請求を受けて交付する金銭は、本号にいう「株式等以外の財産」から除外されます。

#### 第11条第5項・7項（第11条第1項準用）

三 当該特例贈与認定中小企業者の特例経営承継受贈者が、当該特例経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該特例経営承継受贈者が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

#### 第11条第6項・8項（第11条第2項準用）

三 当該特例相続認定中小企業者の特例経営承継相続人が、当該特例経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該特例経営承継相続人が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

X 1 社（株式交換）又はX 2 社（株式移転）の特例経営承継受贈者又は特例経営承継相続人が、その同族関係者と合わせてY 1 社（株式交換）又はZ 社（株式移転）の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有し、かつ、当該特例経営承継受贈者又は当該特例経営承継相続人が有するY 1 社又はZ 社の株式等に係る議決権の数が同族関係者の中で最も多い、という意味です。

## 第5章 認定後の組織再編について

### 第2節 株式交換・株式移転があった場合の取扱い

#### 第11条第5項・7項（第11条第1項準用）

四 当該株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。

五 株式交換の場合にあっては、当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該株式交換完全親会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

#### 第11条第6項・8項（第11条第2項準用）

四 当該株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。

五 株式交換の場合にあっては、当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該株式交換完全親会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

Y 1 社（株式交換）又はZ 社（株式移転）が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社のいずれかに該当する場合には、Y 1 社又はZ 社は、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

#### 第11条第5項・7項（第11条第1項準用）

六 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

#### 第11条第6項・8項（第11条第2項準用）

六 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

Y 1 社（株式交換）又はZ 社（株式移転）の特定特別子会社（X 1 社又はX 2 社を含む。）が風俗営業会社に該当する場合には、Y 1 社又はZ 社は、特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

### 【株式交換等があった場合における認定の承継の効果】

株式交換完全親会社等であるY 1 社又はZ 社が特例贈与認定中小企業者又は特例相続認定中小企業者たる地位を承継した場合には、以後、Y 1 社又はZ 社は、施行規則第12条各項の規定によって準用される第1項・第3項・第5項・第7項・第11項に基づく報告をする必要があります。

また、株式交換完全親会社等であるY 1 社若しくはZ 社又は株式交換完全子会社等であるX 1 社若しくはX 2 社が施行規則第11条第10項又は第11項の規定により読み替えられた施行規則第9条各項の規定によって準用される第2項・第3項・第10項のいずれかに該当したときには、認定が取り消されることとなります。

なお、この場合、認定の取消事由、報告事項及び報告の際の添付書類については、次のように読み替えられます（施行規則第11条第10項・第11項準用）。

認定の取消事由のうち常時使用する従業員数については、各特例贈与報告基準日又は各特例相続報告基準日における認定会社（株式交換・移転後はX 1 社又はX 2 社も含む。）の従業員数の合計を当該特例贈与報告基準日又は特例相続報告基準日の数で除した人数が、贈与の時又は相続開始時におけるX 1 社又はX 2 社の従業員数と、株式交換効力発生日等の直前のY 1 社（株式交換の場合。株式移転の場合は、Z 社は新設会社のため、株式移転設立完全親会社の株式交換効力発生日等の直前の従業員は存在しません。）の従業員数に事業継続期間の残存期間に応じた調整計算を行った後の人数の合計の8割を下回ることで読み替えられます。